

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【公開番号】特開2002-237101(P2002-237101A)

【公開日】平成14年8月23日(2002.8.23)

【出願番号】特願2001-376089(P2001-376089)

【国際特許分類第7版】

G 1 1 B 7/24

G 1 1 B 7/007

【F I】

G 1 1 B 7/24 5 6 1 N

G 1 1 B 7/24 5 0 1 Z

G 1 1 B 7/24 5 2 2 A

G 1 1 B 7/24 5 6 1 E

G 1 1 B 7/24 5 6 3 A

G 1 1 B 7/24 5 6 3 D

G 1 1 B 7/24 5 6 5 A

G 1 1 B 7/24 5 6 5 D

G 1 1 B 7/007

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月5日(2004.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

案内溝が形成された円盤状の基板上に、有機色素を含む記録層および反射層を形成してなり、波長600～700nmのレーザー光にて記録／再生を行う光記録媒体において、基板のランド幅が溝幅の1.3～1.7倍であるランド上に、プリフォーマット情報がランドプリピットとして形成されており、該ランドプリピットの底部における、案内溝と平行な方向の最大長が0.20～0.31μmであることを特徴とする光記録媒体。

【請求項2】

案内溝の、光学溝形状測定による溝幅が0.28～0.31μmであることを特徴とする、請求項1記載の光記録媒体。

【請求項3】

ランドプリピットが、基板のランド幅内に收まる略円形であることを特徴とする、請求項1または2記載の光記録媒体。

【請求項4】

未記録の状態における記録層の溝深さが、同じ位置の基板の溝深さの60～75%であり、記録層の膜厚がランド部で10～50nm、溝部で80～105nmであることを特徴とする、請求項1ないし3のいずれかに記載の光記録媒体。

【請求項5】

縦横等倍の走査電子顕微鏡(SEM)像で見た、記録層の溝の壁面の傾斜角が10～40°であることを特徴とする、請求項1ないし4のいずれかに記載の光記録媒体。

【請求項6】

光記録媒体の記録層表面の、面振れ加速度が±5m/s²以内であることを特徴とする

、請求項 1 ないし 5 のいずれかに記載の光記録媒体。

【請求項 7】

円盤状の基板上に、有機色素を含む記録層および反射層を形成してなる光記録媒体において、光記録媒体の記録層表面の、面振れ加速度が $\pm 5 \text{ m/s}^2$ 以内であることを特徴とする光記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

すなわち本発明は、

(1) 案内溝が形成された円盤状の基板上に、有機色素を含む記録層および反射層を形成してなり、波長 $600 \sim 700 \text{ nm}$ のレーザー光にて記録／再生を行う光記録媒体において、基板のランド幅が溝幅の 1.3 ~ 1.7 倍であるランド上に、プリフォーマット情報がランドプリピットとして形成されており、該ランドプリピットの底部における、案内溝と平行な方向の最大長が $0.20 \sim 0.31 \mu\text{m}$ であることを特徴とする光記録媒体、および

(2) 円盤状の基板上に、有機色素を含む記録層および反射層を形成してなる光記録媒体において、光記録媒体の記録層表面の、面振れ加速度が $\pm 5 \text{ m/s}^2$ 以内であることを特徴とする光記録媒体に存する。